

別表十（五）の記載の仕方

1 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書

(1) この明細書は、法人が措置法第65条の2第1項、第2項又は第7項《収用換地等の場合の所得の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「譲渡資産の帳簿価額¹²」には、譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額（減価償却超過額がある場合には、これを帳簿価額に加算する等税務計算上の金額）を記載します。

この場合において、資産の一部の譲渡等をしたときは、その資産のうち譲渡等をした部分に対応する金額を記載します。

2 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

(1) この明細書は、法人が措置法第65条の3《特定

土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》、第65条の4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》、第65条の5《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》又は第65条の5の2《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「事業施行者等の名称²³」には、措置法第65条の5の2の規定の適用を受ける場合には、記載を要しません。

(3) 「特定事業の用地買収等により譲渡した年月日²⁴」の「(・ ・)」には、措置法第65条の5の2の規定の適用を受ける場合にのみ、その譲渡をした特定の長期所有土地等の取得年月日を記載します。